

岩見川漁業協同組合内共第12号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岩見川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・いわな・やまめ・うぐい・やつめ及びかじかという。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣り・手釣り・やす突き・がらがけ又は投網・刺網・巻網・弓型網・たも網の場合には、第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
さし網・巻網	網の全長20m以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
う ぐ い	1月1日から12月31日まで
や ま め	4月1日から9月20日まで
い わ な	4月1日から9月20日まで
や つ め	1月1日から12月31日まで
か じ か	1月1日から2月末日及び5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の間中は、遊漁をしてはならない。

場 所	期 間
秋田市河辺松渕字岩箱向地内芝野堰頭首工の舟通し内	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
う ぐ い	7 c m 以 下
や ま め	1 5 c m 以 下
い わ な	1 5 c m 以 下
か じ か	4 c m 以 下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小・中学生又は肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)のときは無料、高校生のときは半額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

竿釣り・手釣り・やす突き・がらがけ又は投網・刺網・巻網・弓型網・たも網による遊漁の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣り・手釣り・がらがけ・やす突き	1日1,500円・1年7,000円
	投網・刺網・巻網・弓型網・たも網	1年8,000円
う ぐ い	竿釣り・手釣り・やす突き	1日 800円・1年5,000円
	投網・刺網・弓型網・たも網	1年7,000円
やまめ・いわな	竿釣り・手釣り	1日1,200円・1年5,000円
か じ か	竿釣り・手釣り・やす突き	1日1,000円・1年5,000円
	投網・刺網・弓型網・たも網	1年7,000円
や つ め	やす突き	1日1,000円・1年5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

秋田市河辺和田字上中野 184-2 岩見川漁業協同組合

秋田市広面蓮沼 24-4 - 101 ディーループ

秋田市河辺和田字宮崎 136 松沢幸一

秋田市河辺岩見字新川 54 船木寿満代商店

秋田市河辺三内字寺田 15 山上充子

秋田市河辺三内字曾場台 18- 3 熊谷清

秋田市河辺三内字丸舞 1-1	ユフォーレ
秋田市外旭川字待台 10-1	上州屋 フィッシングジャンボ外旭川店
秋田市川尻大川町 1	上州屋 秋田店
秋田市河辺和田字坂本北 284-5	ファミリーマート 河辺和田店
秋田市新屋勝平町 4-19	ファミリーマート 秋田割山店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産業植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
岩見川漁業協同組合内共第12号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊業料(1年)
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	15,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
 - (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所
 - (2) 岩見川漁業協同組合 秋田市河辺和田字上中野184-2
- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該遊漁証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(外来魚の再放流の禁止)

第11条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等)は、再放流(リリース)してはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対してする措置)

第13条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行とする。

別 記

様式第1号 遊 漁 承 認 証

表

No.____
令和 年度
遊 漁 証
規 定 料 金
¥
(遊漁場所で納付は¥500 を加算)
・手釣り・竿釣り (やまめ・・・)
・やす突き (かじか・・・)
住 所_____
氏 名_____
令和 年 月 日
岩見川漁業協同組合
代表理事組合長 稲垣和春

裏

注意事項
1.本証は、他人に貸与してはならない。
2.遊漁をする場合には、本証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3.遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
4.遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。
5.川底をかくはんしてはならない。
6.採捕した外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等)を再放流してはならない。

様式第2号 漁 場 監 視 員 証

表

漁場監視員証
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏 名 _____ 年 令 _____ 才
住 所 _____
有効期間自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
発行者
岩見川漁業協同組合
代表理事組合長 稲垣和春

裏

注意事項
1.漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

別 記

様式第3号 遊 漁 承 認 証

表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
秋田県内水面漁業協同組合連合会	

注意事項
1.遊漁者は漁をするときはこの証を携帯すること。
2.この証は他人に貸与してはならない。
3.漁場監視員の要求があったときはこの証を提示しなければならない。
4.遊漁者は他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
5.遊漁規則に反した時又は漁場監視員の指示に従わない時は遊漁の中止又は拒絶を命ぜられることもある。この場合既に納付した遊漁料はもどらない。

